



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 令和7年度モニタリング計画について

1) モニタリング検査に関するお願い①

輸入計画（年度内）の事前共有をお願いします。

重点的に検査を行う品目

- ・ 米粉
- ・ 落花生の加工品
- ・ 漬物
- ・ 糖類
- ・ 菓子

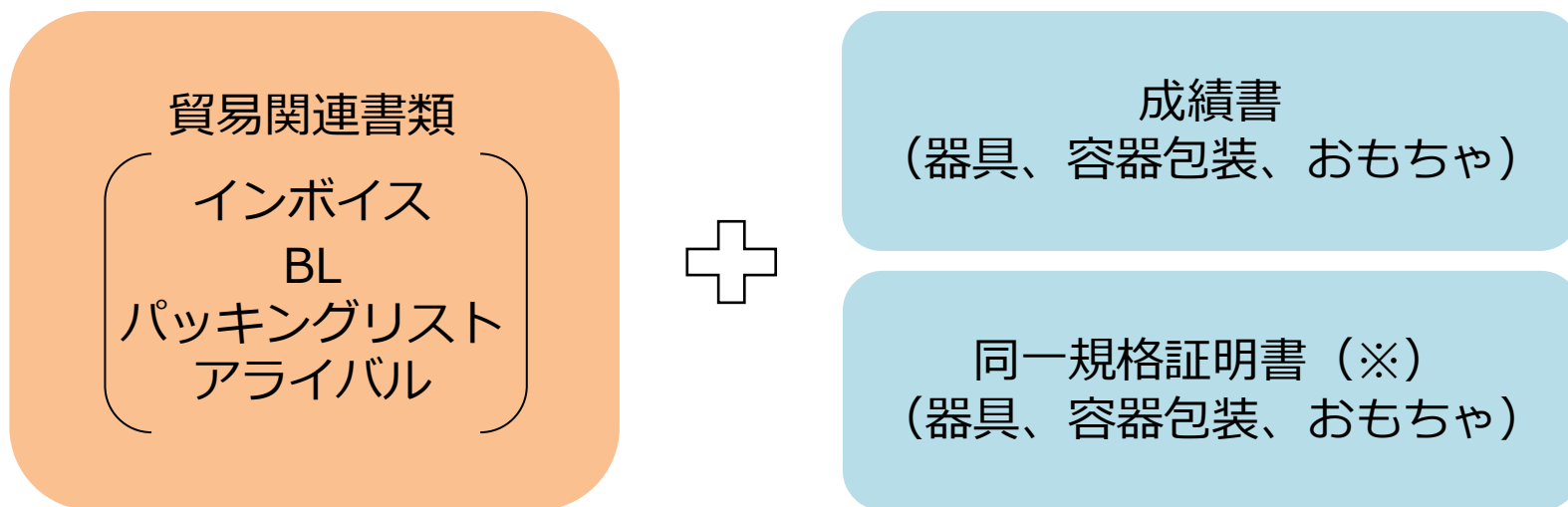
輸入頻度の低い品目でも、モニタリング検査の対象となる場合があります

- ・ 笹、柏の葉
- ・ 香辛料 等
- ・ イースト

1) モニタリング検査実施時のお願い②

インボイス等の提出

検査確定後直ちに（検査前日には必須）、以下の書類をMSFで提出してください。
書類を基に、検疫所で貨物の確認を行います。



※ 「製造所」、「色」、「材質」、及びガラス・陶磁器・ホウロウの場合は検査区分に関わる「規格」（深さ等）が試験品と同一である旨が明記された資料

1) モニタリング検査実施時のお願い③

検査に際しての確認事項

- ◆ 採取場所、時間、立ち会い者のお名前、立ち会い者の連絡先（電話番号）

※現場では速やかに届出貨物が判別できるよう事前準備等をお願いします

- ◆ 植物防疫所の検査対象品目は、検査の可否と、くん蒸の該当（くん蒸に該当した場合は、くん蒸剤の種類）

- ◆ 採取時の通関の有無

※結果判明までには、採取の翌日（開庁日）から最長で開庁日7日かかります
（放射線照射は14日、レトルト規格は最長17日）

1) モニタリング検査実施時のお願い④

販売計画書の提出

- ◆ 検査結果判明前に通関させる場合
保管・流通に係る「販売計画書」を
提出。
- ◆ 法違反が判明した場合に、速やかに
当該品の遡り調査及び回収措置等が
可能となるよう、分かる範囲で記載。

販売計画書（参考様式）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000156236.pdf>

厚生労働省ホーム→食品→輸入食品→輸入手続
→「各種様式」

年 月 日

販売計画書

下記の貨物に関する販売計画等について
連絡します。

記

- | |
|--------------------------------|
| 1. 届出受付番号及び品名 |
| 2. 出荷又は販売予定先の名称及び所在地 |
| 3. 出荷又は販売予定年月日 |
| 4. 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量
又は販売予定量 |
| 5. 出荷又は販売予定先に係る保管及び
運搬予定業者名 |

1) モニタリング検査実施時のお願い⑥

モニタリング検査に際して、届出の分割をお願いする場合があります。

例：

品名	ガラス蓋（LB-2001、LB-3002）
備考	LB-1000と同一規格



品名	ガラス蓋（LB-2001）
備考	LB-1000と同一規格

品名	ガラス蓋（LB-3002）
備考	LB-1000と同一規格

検査実施

検査実施しない

1) モニタリング検査実施時のお願い⑦

組み合わせ器具は、品目コードの変更をお願いする場合があります。

例：

品目	割ぼう具： 組み合わせ
品名	ガラス蓋（LB-2001）
材質	ガラス、ステンレス、ゴム



品目	割ぼう具： ガラス製
品名	ガラス蓋（LB-2001）
材質	ガラス、ステンレス、ゴム

※今回限りの変更

2) 貨物確認検査実施時のお願い

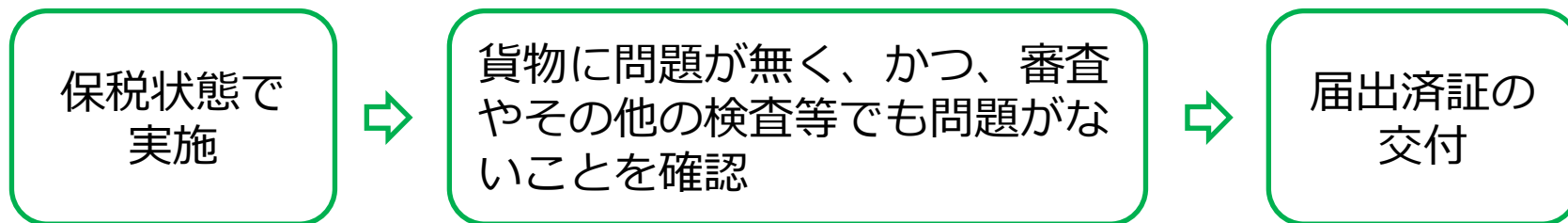
貨物確認検査：届出内容と到着貨物の同一性確認を行うことを目的とする検査

対象貨物：

初回貨物、違反の疑いのある貨物、その他継続貨物（今までに行政検査を行っていないもの）を対象として実施

検査内容：

届出内容との照合、貨物状況の確認、必要に応じて収去し官能検査を実施



初回貨物については、実施することを基本とします。
少しでも早い届出済証交付に向けて、事前届出制度を活用してください。



5. 新潟検疫所からの連絡事項 (届出の際の注意点)

1) 輸入者の責務

食品衛生法第3条 食品等事業者の責務（抜粋）

輸入者の責務において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、自主検査実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品安全基本法第8条 食品関連事業者の責務（抜粋）

食品関連事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる**責務を有する**。

食品、添加物、器具、容器包装の
生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者

輸入食品の安全性確保は、**輸入者及び食品関連事業者**が行うものです。

届出貨物について、常に最新で正確な情報を製造者・所から入手してください。
また、製造者・所との**連絡体制の構築**が必要です。

1) 届出を行う際のお願い

- ◆ 継続貨物であっても、届出内容（特に原材料、添加物、材質、製法）に変更がないか確認して下さい。

→原材料、添加物、材質の**変更**は、検査の有無や検査項目にも関わる事項

- ◆ 「商品名・ブランド名」欄

- ・ 届出貨物を識別・特定するための情報（固有の品名、品番等）を記載
- ・ 添付書類がある場合は、そこに記載されている品名ととの紐付けが必要

- ◆ 「原材料・材質名」「製造方法」欄

- ・ 該当するコードを入力
- ・ 該当するコードが無い場合、バスケットコードを用い、詳細を備考に記載
- ・ 以下の自由入力も可能

原材料名は「ZYY」、材質名は「ZXX」、製造方法は「Z00(ゼロゼロ)」

（原材料名と材質名は全角10桁、製造方法は全角90桁の入力が可能）

※「原材料・材質名」が31以上ある場合は、30個目に「ZZZ」を入力し、足りない分は備考欄へ入力

2) 食品及び添加物の備考欄の記載①

1. 検査について①

備考欄の記載

<命令>

検査命令対象品目の場合

<毎回検査：放射性物質>

通知に基づき届出の都度毎回検査の場合、検査項目とあわせて入力

<検査待ち：
51001234567-1>

他届出（他港含む）で更新中の場合、その届出番号

継続欄／実績番号欄

次ページ参照

2) 食品及び添加物の備考欄の記載①

1. 検査について②

貨物の状況	継続欄入力	実績番号欄入力	備考欄入力
初回（新規）輸入の貨物 （輸入者が本邦初輸入）	F (First)	空欄	なし
過去に届出した実績があり、 <u>有効期間内の自主検査</u> 実績があるもの	C (Continue)	入力 (前回検査実施時)	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物で自主検査 を更新する貨物	U (Update)	入力 (前回検査実施時)	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物以外で自主 検査を更新する貨物	空欄	入力 (前回検査実施時)	更新中の届出番号を入 力（検査待ち： 61012345678-1）
過去に届出した実績があり、自主検査を実施して いない貨物	空欄	入力 (直近のものが望まし い)	なし

2) 食品及び添加物の備考欄の記載①

2. 原材料・材質について

ERP= 5 %

原材料の割合（使用%）が必要な場合（命令検査対象食品）

EPO（IT）

原材料の原産国が必要な場合（命令検査対象食品）

ZZZ=タンパク加水分解物（大豆）

ZYY,ZXXで原材料・材質欄（全角10字）に入りきらない場合

原材料続き：食塩、砂糖、しょう油

原材料が30個を超える場合。なお30欄目にはZZZを記載

3. 添加物について

111301=0.30g/kg

- ・使用基準があり、割合（使用%）が必要な場合
- ・当該品の原材料に含む場合には、その原材料%や原材料への使用割合が分かる記載も必須

添加物続き：植物レシチン

- ・添加物が30個を超える場合
- ・使用基準のあるものを優先して添加物欄へ記載

2) 食品及び添加物の備考欄の記載①

4. その他事項（通知に基づく確認事項や補足事項）について

製造者住所続き：
GUANGDONG,CHINA

製造者等の名称、住所や製法が入りきらない場合

用途：業務用

用途コード9（その他）を使用した場合は、具体的な使用方法

香料適法

香料を使用している場合等

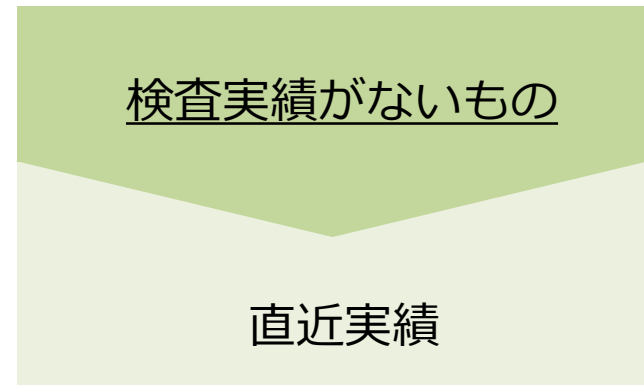
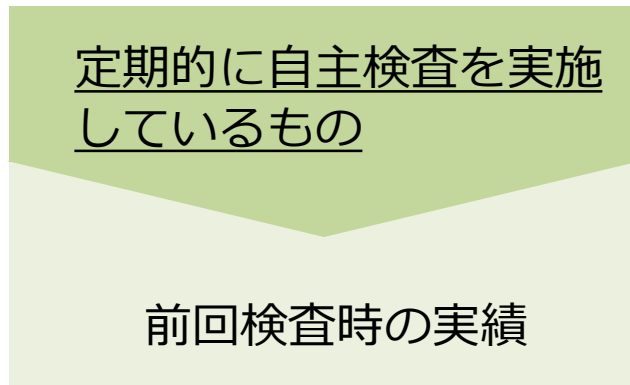
例：NO RADIO

特定の通知への該当有無が必要な場合等

2) 食品及び添加物の備考欄の記載②

【「届出実績番号」欄】

〔食品、添加物〕： 1年以内の実績を入力



古い届出実績では、製品内容が変わっていないか疑義が生じる可能性があります

- ◆最新の規格・試験法に適合していることを確認してください
- ◆食品又は食品添加物で、有効な検査実績があるものは、**可能な限り検査年月日**（スペースがあれば項目も）を、備考に記載してください
例) 検査:2025.1.1規格 検査:R 7.4.1CYC、SO2

3) 他者が取得した試験成績書の使用

- ◆ 他者が取得した試験成績書を使用する場合には、
 - ・ 原材料や製造工程等が同一であることを確認し、その旨の説明文を提出
 - ・ 同時に、成績書取得者が作成した成績書使用に関する使用許諾書を提出
- ◆ 他者の成績書を使用して輸入する場合でも、届出輸入者による輸入が初めての場合には「初回」であり、原材料表、製造工程表等を添付した届出が必要
- ◆ 有効期間が過ぎている試験成績書、輸送・保管条件が異なる細菌・マイコトキシンの検査結果、外国公的検査機関で受けたサイクラミン酸の検査結果は、使用が認められません。

4) 届出時の全般的な注意事項①

届出の添付資料について

◆ 原材料表や製法工程表等は、原則、製造者・所が作成したものであること

以下により届出と照合ができることが重要

- ・ 出所が明確（届出の製造者・所のレターヘッド、サイン、押印等がある）
- ・ 品名の記載があり、届出と一致する
- ・ メーカー名・住所等が明記されている
- ・ 発行日が最新の状態である
- ・ 器具等の成績書は、カラーにより製品の色が分かる

◆ 「通関係関連省庁添付登録（MSF）」業務で提出

- ・ 電子的に添付ファイルを送付する機能
 - 1 届出当たり最大添付ファイルサイズ：5MB 最大添付ファイル数：10
(第7次NACCS更改以降：30MB、20ファイル)
- ・ MSF業務での提出ができない場合に限り、メールによる提出を受理
- ・ 衛生証明書は原本の提出が必要

4) 届出時の全般的な注意事項②

◆事前届出制度の積極的な活用

- ・ 貨物到着 7 日前より届出可能
- ・ 特に初回届出では保留がかかる可能性が高いため積極的な活用

◆ 双方向通信機能の活用（双方向履歴照会（CFH））

- ・ 特に保留事項に関しては、記録を残す観点から活用（メールや電話によるやりとりでは記録が残らない）

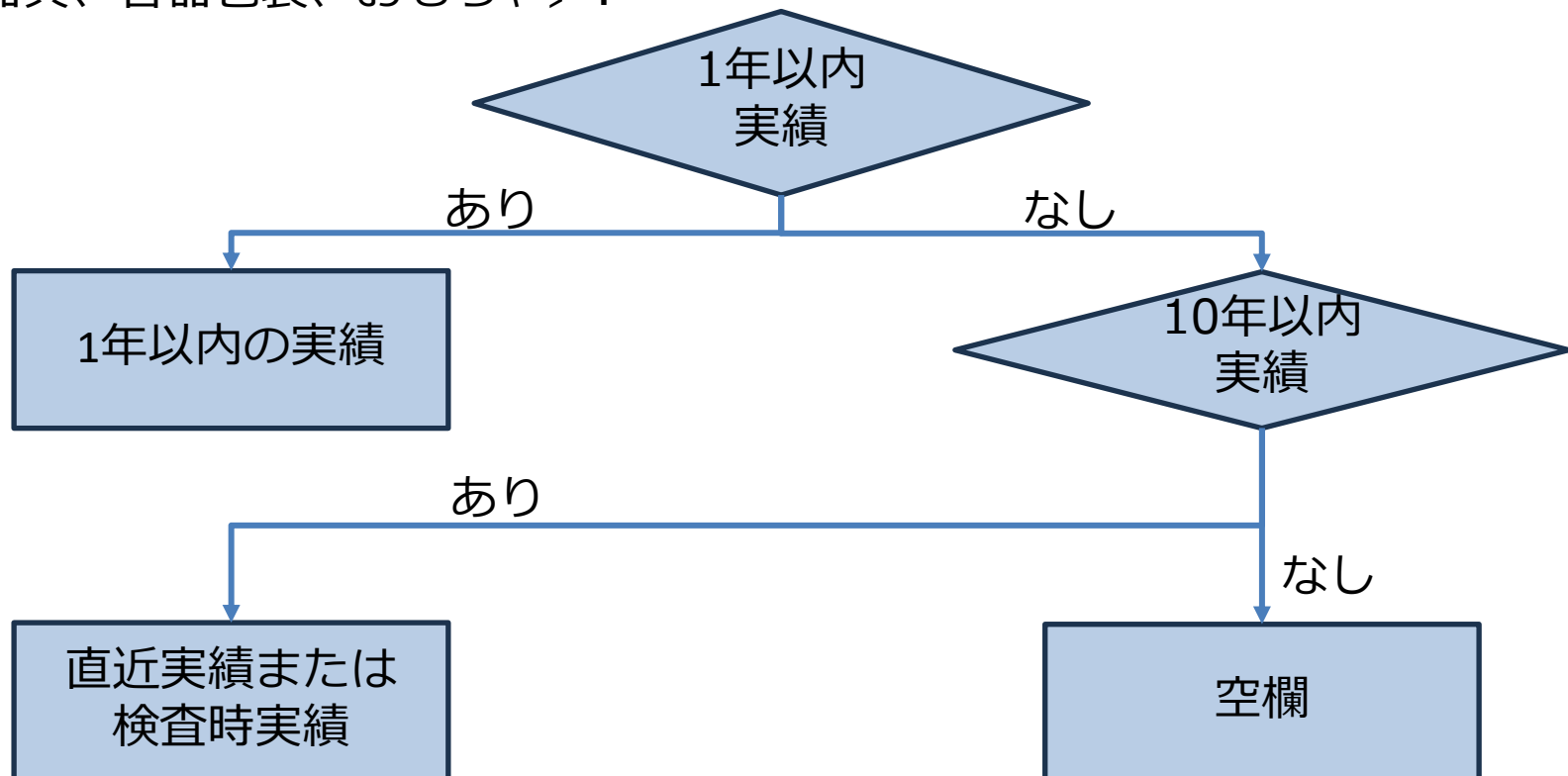
◆ 審査時間短縮のため、複数の保留がある場合には、まとめたの回答をお願いします

◆ 初回貨物は、貨物が輸出国を出る前に事前輸入相談を活用することで、貨物到着後の検査や届出の保留が発生するリスクを低減できます。

5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載①

【「届出実績番号」欄】

〔器具、容器包装、おもちゃ〕：

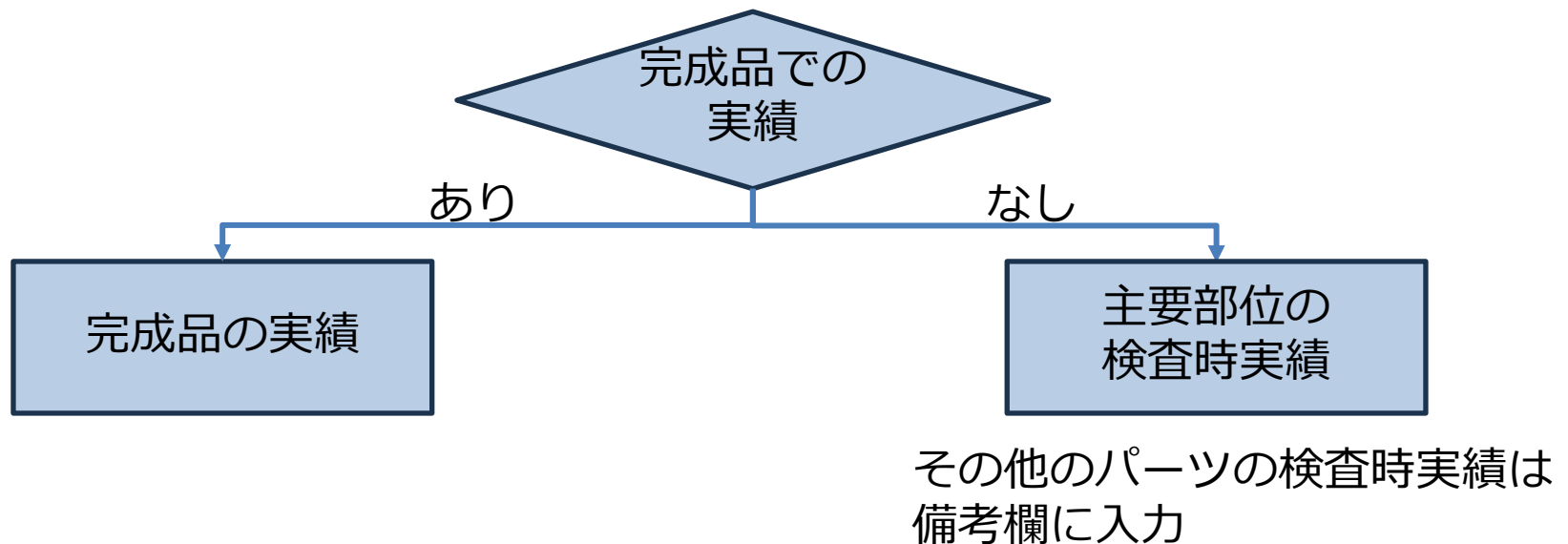


備考欄に検査時実績を記載し、
検査実施時の成績書を合わせて提出
※同一規格品も同様

5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載②

【「届出実績番号」欄】

〔器具、容器包装、おもちゃ〕:複数パーツで構成され、検査時実績が複数にまたがる場合



5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載③

【器具・容器包装に関する留意点】

◆ ステンレスや金属、木、竹等の製品はコーティングの有無を備考に記載

◆ 成績書を試験品以外の製品（同一規格品）に用いる場合の注意点

- ①「色」「材質」「製造所」が同一であること
- ② ガラス及び陶磁器製の器具容器包装は「規格」（深さ・容量・用途）が同一であること
- ③ 上記①、②が同一の場合は、その旨が分かるように備考欄へ記載※し、初回の場合には同一規格レターを提出
（備考記載例）ゴム・合成樹脂 : 「〇〇と同一色・材質」
ガラス・陶磁器・ホウロウ : 「〇〇と同一色・材質・規格」

※成績書に記載されている品番、品名等の固有識別情報を記載

- ④ 継続品であっても、同一規格品である旨を確認するため検疫所から要請があった場合には、原則として製造者・所からの文書を提出してください

5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載④

同一規格レターの例

年 月 日

同一規格証明書

スマートボトル 001 (品番: SB001) に使用している以下の部品は、同一材質、同一色、同一製造所であり、形状 (サイズ) 違いのため、蓋パッキンを代表検体として検査を実施しました。

品名: スマートボトル 001 品番: SB001

	部品名	材質	色	成績書番号	備考
1	蓋パッキン	シリコンゴム 非塩素系	乳白色	〇〇〇〇-01	
2	茶漉しパッキン	シリコンゴム 非塩素系	乳白色	〇〇〇〇-01 ※	※蓋パッキンと 同色・同材質・同 製造所 サイズ違い

写真

〇〇〇 FACTORY CO., LTD.
67890, DDD, EEE, FFF, CHINA

印

注意点

- ・部品名 (部品番号)
- ・材質 (ガラス・ほうろう・陶磁器については深さ等についても記入)
- ・色
- ・成績書番号
- ・製造者 (所) 名及び住所

上記の点が分かるように記載してください。

押印については、メーカー印又はレターヘッドでも構いません。

※メーカー発行の書類がどうしても入手できなかった場合、輸入者作成の書類でも受け付けております。その際は、メーカーに上記の旨を確認したことを明記してください。

5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載⑤

◆ 初回アイテムは**食品接触部**が見える**カラー**写真を提出



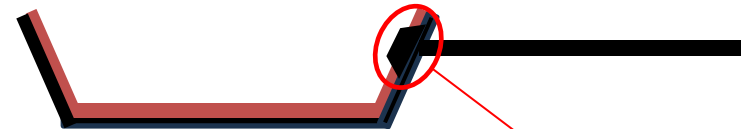
5) 器具容器包装・おもちゃの届出の記載⑥

- ◆ 届出の対象箇所は食品が接触する箇所
- ◆ フッ素樹脂加工等のコーティングで、基材（鉄など）が食品に触れない場合には、基材を材質欄へ記載する必要はありません



— フッ素樹脂
— 鉄

フッ素樹脂のみ記載



ねじ（表面加工なし）

— フッ素樹脂
— 鉄

フッ素樹脂と鉄、両方記載

器具・容器包装ポジティブリストに関する留意点

◆ 初回貨物を届出する場合

- 合成樹脂にあつては、原材料に含まれる物質がポジティブリストに掲載されている材質、添加剤であることをメーカー作成の文章で確認してください
- この文章は、必要に応じて届出時に提出を求めることがあります

◆ 令和2年6月1日以前からの継続貨物を届出する場合

- 令和7年6月1日以降は、経過措置期間対象の貨物は、ポジティブリストに適合していない場合、販売等を目的とした輸入はできません
- 令和7年6月1日までに、ポジティブリストに適合する旨の確認が必要です

完全施行日前の届出であっても、通関のタイミングが明らかに完全施行日以降（例えば、搬入日が令和7年6月1日以降）に輸入される貨物は**保留の対象**

製造者・所コードの利用

- ◆ 届出審査の時間短縮（届出済証の速やかな交付）及び適正な審査のため、製造者・製造所コードを使用してください
- ◆ 厚生労働省ホームページに、コード作成のためのページが新設されています（直接、届出者が新規コードの申請をすることが可能）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html
- ◆ バスケットコードの利用は、製造者・所コード作成（申請）期間中の一時的な利用とし、新規コード作成後には、コードの使用をお願いします

登録検査機関の方へのお願い

【輸入食品の安全性確保について】

平成14年9月25日 食監発第0925003号
食品衛生指定検査機関協会会長宛
厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長通知

輸入食品の安全性の確保の観点から、検疫所では輸入者に対して検査を指導しているところであるが、先般、指定検査機関の検査結果により、食品衛生法に適合しない旨を確認しながら、検疫所にその事実を報告せず、販売を行っていた事例が確認されたため、今後、下記に示す検査について、食品衛生法に適合しない結果が判明した際にあっては、その旨を検疫所に情報提供されるようお願いする。

記

関税法第32条に基づき、税関長の許可を得て、**保税地域にある外国貨物の見本持ち出しを行い実施した検査。**

食品等輸入届出を行っているか否かにかかわらず、上記に該当する貨物での検査において食品衛生法違反が疑われる結果が判明した場合には、速やかに検疫所に一報をお願いします

入出力装置のオンライン申請

- ◆ 厚生労働省ホームページに、申請のためのページが新設されています

- ◆ 入出力装置の設置、廃止、変更の届出は、直接、輸入者が厚生労働省のホームページから行うことが可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00032.html



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [食品](#) > [輸入食品監視業務](#) > [入出力装置の届出について](#)

入出力装置の届出について

入出力装置の設置、廃止、変更の届出について、次の手順に従って届出してください。

1. 届出

以下のExcelをダウンロードし、「入力シート_サンプル」を参照の上、必要事項を入力して届出を作成し生成されたZIPファイルを届出先のメールアドレスに送付してください。

届出作成：[Excel](#)

届出先：[f-anshoukigou\(atmark\)mhlw.go.jp](mailto:f-anshoukigou(atmark)mhlw.go.jp)

※スパムメール対策のため、(atmark)を@に置き換えて下さい。

※暗証記号は既に登録されているものと同じものは登録できません。重複しにくい暗証記号にしてください。

※メール件名は「入出力装置に係る届出」としてください。

※メール本文には以下を記載してください。

- ・届出者名（法人の場合は法人名）
- ・担当者氏名

※メールには生成されたZIPファイル以外のファイルは添付しないでください。また、ZIPファイルには変更を加えないでください。

※ZIPファイルが生成出来ない場合、Excelをクラウド上に保存している場合は、ローカル上のデスクトップ（WindowsのOneDriveと同期されたデスクトップではなく）に置いてから実行してみてください。

※古いバージョンではZIPファイルが生成されないため、Excel2013以降のバージョンを使用して下さい。（2016以降のバージョンを推奨）

政策について	
分野別の政策一覧	
健康・医療	
健康	
食品	
医療	
医療保険	
医薬品・医療機器	
生活衛生	

入力項目名	入力値
届出予定日	
届出者住所郵便番号	郵便番号検索
届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
届出電話番号	
届出者名（法人にあっては、その名称）	
届出者の英名	
代表者氏名	
輸入者コードの種別（プルダウンから選択）	
輸入者コード（「輸入者コードなし」以外を選択した場合のみ入力）	
利用者コード（「輸出者以外の者が入力装置の管理をする場合」にあっては、その者の利用コードを入力）	
届出種別（プルダウンから選択）	
増証記号（アルファベットの「A」から始まる12桁）	
入出力装置の設置場所郵便番号	郵便番号検索
入出力装置の設置場所	
入出力装置の機種名称	
入出力装置の型式番号	
届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合は以下を入力	
- 管理者名（法人にあっては、その名称）	
- 代表者氏名	
- 代表者住所郵便番号	
- 管理者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	郵便番号検索
- 電話番号	
特定通知の同意の有無（届出種別が設置届出の場合にプルダウンから選択）	
備考	
届出種別が「変更届出」の場合は以下を入力	
増証記号を変更する場合は登録中の入出力装置を廃止届出で廃止し、新たに設置届出を提出してください。	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更内容未選択	
変更する入出力装置の設置届出書を届出した年月日	
	入力チェック後、保存